

売上を伸ばしたい!

顧客を増やしたい!

長く商売を続けたい!

誰もが願うそんな思いに、とことん応える商工会

それが北区民主商工会(民商)です

# 商売するなら民商へ

## 帳簿付け・税務申告を自分でやりたい

民商では毎月、記帳相談会を行い領収書の整理から帳簿付けまで安心・丁寧にアドバイス。もちろん青色申告も大丈夫。法人決算もパソコン会計でクリア!

記帳・申告をマスターすれば経営力が身につきます。

## 資金繰り

商売を続けるには宣伝や設備の購入・修理など、まとまった資金が必要になる場面が多々あります。東京都や北区の制度融資を使えば、無担保・無保証人で金利が年2%以下の融資が借りられます。民商では上手に借りるためのアドバイスや資金繰り表などの書類作成もお手伝いします。

## 顧客を増やし、売上げを伸ばしたい

民商は地元異業種業者の集まりです。異業種・同業種の経営交流会や商談会、民商まつり(飛鳥山開催)での消費者向け宣伝・即売、料飲スタンプラリー「夜のオリエンテーリング」など多彩なイベントを行っています。厳しい経営環境の中民商とのつながりで、商売を伸ばしていきましょう。

## 労働保険

北区民商の労働保険事務組合への加入をお勧めします。万一の事故などにも安心の、経営者本人の特別加入も手続きできます。従業員の雇用維持のために国が8割の休業補償・雇用調整助成金の手続きも。

高すぎて「払いたくてもはらえない」

所得税・消費税・住民税・国保etc

1回で払えない場合、納税の猶予(国税通則法46条)などの申請で延滞税4.5%以下で分納が出来ます。

国保の減免制度も活用しましょう。

どうしても払えない場合や差し押さえされてしまった場合は、「換価の猶予」(国税徴収法151条)・「滞納処分の執行停止」(国税徴収法153条)を適用させ、商売・暮らしを守りましょう。

税金は本来所得により、ひとりひとりの払える能力に応じて納めるのが原則です。払えない税金は制度に欠陥があります。民商は納税者の立場に立って、記帳・申告・納税の相談に応じています。

北区民主商工会

3913 6632

北区豊島2-13-7

ホームページ <http://www3.kitanet.ne.jp/~kitamins/>  
メール [kitamins@ma.kitanet.ne.jp](mailto:kitamins@ma.kitanet.ne.jp)